|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 賃貸借契約における検査（履行確認）について、検査員として指定されていない者が検査を行っていた。賃借物品名：バックホー

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年６月１日から同年８月29日まで |
| 契約金額 | 294,800円 |
| 完 了 日 | 令和２年８月29日 |
| 検 査 日 | 令和２年７月２日（６月分）令和２年８月３日（７月分）令和２年９月７日（８月分） |

賃借物品名：バケット

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年８月６日から同月28日まで |
| 契約金額 | 17,985円 |
| 完 了 日 | 令和２年８月28日 |
| 検 査 日 | 令和２年９月７日 |

賃借物品名：バックホー

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年８月30日から同年９月30日まで |
| 契約金額 | 104,426円 |
| 完 了 日 | 令和２年９月30日 |
| 検 査 日 | 令和２年10月６日 |

賃借物品名：高所作業車

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年９月１日から同年12月１日まで |
| 契約金額 | 565,479円 |
| 完 了 日 | 令和２年12月１日 |
| 検 査 日 | 令和２年10月５日（９月分）令和２年11月５日（10月分）令和２年12月２日（11月分）令和３年１月４日（12月分） |

 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方自治法】（契約の履行の確保）第234条の２　普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。【大阪府財務規則】（検査）第69条４　契約局長若しくは契約担当者又はこれらの者が指定する職員は、法第234条の２第１項の規定に基づき検査をしたときは、直ちに検査調書（様式第36号）を作成しなければならない。ただし、当該検査に係る契約の契約代金が150万円以下であるとき又は当該契約が知事が別に定めるものに該当するときは、納品書、工事の完了届書、請求書等に当該検査を行った旨を記載の上記名し、又は知事が別に定める方法により当該契約担当者若しくはその指定する職員が検査したことを示すことによってこれに代えることができる。 | 今回の指摘を受け、年度当初の検査員指定の内容を十分把握しないまま検査を行っていたことを確認。以後の物品等の検査員指定に当たり、監査での指摘事項を改めて組織内に周知し、起案者、承認者、決裁者になる職員に注意喚起を実施。また検査員が不在で検査ができないようなことがないよう、従前の主査に加えて副主査も検査員として指定した。 |

契約手続及び履行確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
|  | 賃借物品名：バックホー

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年10月１日から同月30日まで |
| 契約金額 | 73,700円 |
| 完 了 日 | 令和２年10月30日 |
| 検 査 日 | 令和２年11月２日 |

賃借物品名：バックホー

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年10月31日から同年11月30日まで |
| 契約金額 | 76,156円 |
| 完 了 日 | 令和２年11月30日 |
| 検 査 日 | 令和２年12月２日 |

賃借物品名：タイヤショベル

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和２年12月21日から令和３年３月22日まで |
| 契約金額 | 753,060円 |
| 完 了 日 | 令和３年３月22日 |
| 検 査 日 | 令和３年１月８日（12月分）令和３年２月３日（１月分）令和３年３月４日（２月分）（注） |

賃借物品名：高所作業車

|  |  |
| --- | --- |
| 契約期間 | 令和３年２月15日から同年３月26日まで |
| 契約金額 | 247,104円 |
| 完 了 日 | 令和３年３月26日 |
| 検 査 日 | 令和３年３月４日（２月分）（注） |

（注）３月分の検査は、検査員として指定された者が実施。 | 【大阪府財務規則の運用】第69条関係　２　規則第69条第２項による指定及び同条第４項に規定する職員の指定は、決裁により行わなければならない。【会計事務の手引】第５章　契約第６節　契約の履行確認１　履行確認の必要性３　検査検査とは、契約の相手方の給付の完了について、その給付が契約の内容どおり適正に行われているかどうかを確認するものです。検査によって契約の履行を確認し、府の債務が確定するので、すべての契約について行わねばなりません。 |  |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。主要地方道茨木亀岡線外橋梁下部工事に係る光ファイバーケーブルの配電柱への共架の経費支出１　契約期間：令和２年４月１日から令和３年３月31日２　経費支出伺書の起案日：令和２年10月７日３　経費支出伺書の決裁日：令和２年10月７日４　支出負担行為額：5,720円 | 検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【大阪府財務規則】（支出負担行為）第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。【大阪府財務規則の運用】第39条関係２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。(2)　経費支出伺書を作成する時期ア　競争入札の方法により契約を締結するもの契約の相手方及び契約金額が明らかになったときイ　ア以外のもの経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 | 検出事項について、原因は担当者が事務手続を失念していたためである。経費支出の必要がある業務と支払について、事務手続の漏れが生じることがないよう、契約締結の状況や月ごとの手続状況を随時複数の関係者が確認できるように一覧表に整理することで、チェック体制の強化を図った。　また今後同種事案を再び発生させないよう、会計事務担当者に対し、地方自治法、大阪府財務規則等の関係法令を踏まえて事務処理を行うことなど、改めて経費支出事務に関する留意点について周知徹底を行った。　今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。 |

決裁遅延

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診終了後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 健康診断名 | 健診日 | 健診等の時間 | 職務に専念する義務の免除を承認した時間 |
| Ａ | 人間ドック | 令和２年11月26日 | 午前９時00分から午後１時00分まで | 午前９時00分から午後５時30分まで（全日） |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。【地方公務員法】(職務に専念する義務)第35条　職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。【職務に専念する義務の特例に関する条例】(職務に専念する義務の免除)第２条　府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第２条第２項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、[次の各号](http://www.pref.osaka.lg.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/k201RG00000275.html#e000000037)の１に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。二　厚生に関する計画の実施に参加する場合【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】（総務事務システム「各種規定・手引き集」）○条例に基づく職務専念義務の免除本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 根拠 | 条文 | 具体例 | 備考 |
| 条例第２条第２号 | 厚生に関する計画の実施に参加する場合 | 健康管理ア．希望者を対象のもの人間ドック、婦人科検診、大腸検診（以下略） | （略） |

 | 誤って承認した職務専念義務の免除については、これを取り消し、年次休暇として処理を行った。今回の指摘事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。再発防止のため、グループ長等会議において服務の取扱いの説明を行ったほか、所内職員に対し、服務に係る申請を適正に行うよう周知徹底を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際には、その要件の確認を確実に行うよう注意喚起を行った。 |

不適切な服務管理

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 特別休暇（服喪休暇）について、取得開始日から週休日を含む連続する期間が３日間を超えて承認しているものがあった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職員 | 続柄 | 休暇承認日 |
| Ａ | 配偶者の父 | 令和２年５月28日（木）令和２年５月29日（金）令和２年６月１日（月） |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】（特別休暇）第15条　任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。　六　前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合　人事委員会規則で定める期間【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】（特別休暇）第10条　条例第15条第６号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。　六　親族の喪に服する場合　別表第５に定める日数以内で必要と認める期間　別表第５（第10条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 死亡した者 | 日数 |
| 父母、配偶者、子 | ７日 |
| 祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母 | ３日 |
| 孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 | １日 |

備考３　日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。 |

 | 取得可能期間を超えた1日分について承認を取り消し年休に振り替えた。今後は取得期間の誤りが生じないようグループ長等会議を通じ周知を行うとともに、特別休暇（服喪）の申請及び承認の際は、関係規則等を確認し、適正な事務処理に努めていく。 |

不適切な服務管理

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 茨木土木事務所 | 行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載していないもの及び更新を行っていないものがあった。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 許可数量 | 目的 | 年間使用料 | 許可期間 |
| 土地 | DIPΦ75㎜　L=7.4ｍ | 配水管埋設 | 免除 | （注１）R３.４.１～R４.３.31 |
| 土地 | 857.08㎡ | 道路 | 免除 | （注１）R３.４.１～R４.３.31 |
| 土地 | 636.45㎡ | 通行使用 | 免除 | （注１）R３.４.１～R４.３.31 |
| 土地 | 1,450.08㎡ | 大住町児童遊園として使用 | 免除 | （注２）R３.４.１～R４.３.31 |

（注１）公有財産台帳に登載されていなかった。（注２）公有財産台帳では許可期間が、「H27.４.１～H28.３.31」のまま放置されていた。 | 検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産規則】(使用状況の確認)第31条　部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（使用許可、貸付又は使用承認の状況）第19条　部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。２　登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。 | 行政財産の使用許可の情報が更新されていなかったものについては、速やかに公有財産台帳管理システムにより登録を行った。　また所内課長会議で報告するとともに、該当する関係課職員をはじめ、事務所全体職員に対し、注意喚起を行った。今後は大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理に努める。 |

公有財産台帳の登載誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月29日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 西大阪治水事務所 | 　設計委託業務について、令和２年度中に当該設計に基づく工事が完了していないにもかかわらず、建設仮勘定が精算され、本資産勘定への振替が行われていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 契約件名 | 契約金額 | 本資産勘定への振替額 |
| 令和２年度 | 一級河川大川（旧淀川）設計委託（Ｒ２城北川合流点下流左岸） | 3,320,900円 | 3,320,900円 |

 | 当該誤精算について、建設仮勘定への訂正等の処理を速やかに実施されたい。　また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】（台帳の異動登録）第５条２　異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第１号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第３号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。(3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の精算）第４条　建設仮勘定は、公有財産要領第４条及び第５条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。２　前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）第15条　固定資産の計上は次のとおりとする。(7)建設仮勘定行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。【都市整備部固定資産計上基準】河川砂防事業支出における固定資産計上基準建設仮勘定の精算河川砂防事業においては明確な供用の概念がないため、建設仮勘定のインフラ資産への振替は、「施設の引渡し日」および「施設の機能開始日」のいずれかの遅い方の日付をもって行うこととする。 | 公有財産台帳管理システム及び財務会計システムの複式情報修正を行い、建設仮勘定の是正処理を行った。また、再発防止のため、２月の所内会議にて周知を行った。今後は、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

建設仮勘定の精算事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年11月１日から令和４年１月31日まで）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川水系改修工営所 | 管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消を忘れたものが２件あった。また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払いとなっていた。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職員 | 出張日 | システム入力日 | 過払旅費額 |
| 当初入力日 | 重複入力日 |
| Ａ | 令和３年１月12日 | 令和３年１月12日 | 令和３年１月13日 | 500円 |
| Ｂ | 令和２年11月16日 | 令和２年11月20日 | 令和２年11月25日 | 230円 |

 | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等し、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。 | 重複入力となっていた過払旅費については、速やかに戻入手続を行い、職員Ａは令和３年11月12日に、職員Ｂは令和３年11月８日に返納したことを領収証書により確認した。本件以外に過払いがないか再度調査した結果、重複入力による過払旅費はなかった。今後、二重登録等不適切な処理が発生しないように承認者に対し、職員の動静・出退勤管理を適切に行い承認するよう周知し、職員に対しても、管内出張申請登録の際、重複した申請を行うことがないよう周知徹底した。また、旅費支給決裁にあたっては、担当者及び決裁者により旅費明細内訳書の確認を徹底することにより、適正な事務処理を行うこととした。 |

管内旅費の支給事務の不備

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年10月13日）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 寝屋川水系改修工営所 | 令和元年度から令和３年度における下記の業務については、工事が完了し、引き渡しを受けたときにおいて、大阪府公有財産台帳等処理要領別表４に基づき資産として公有財産台帳に登載する必要がある。また、それまでの間は、大阪府財務諸表作成基準第15条第７号に基づき一時的に建設仮勘定に計上する必要があるが、建設仮勘定に計上せずに、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過小となっていた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年度 | 契約名称 | 金額 |
| 令和元年度 | 一級河川恩智川改修工事（31-１工区）（薬師橋上流左岸） | 86,085,000円 |
| 令和２年度 | 206,085,600円 |
| 令和３年度 | 79,141,000円 |
| 合計 | 371,311,600円 |

 | 保有資産の実態を公有財産台帳において適切に表すため、速やかに修正を実施されたい。また、固定資産計上基準等を正しく理解し、今後は適正な事務処理を行われたい。【大阪府公有財産台帳等処理要領】別表４　固定資産計上基準表（固定資産計上の基本方針）１．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。【建設仮勘定取扱要領】（建設仮勘定の計上）第３条　建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第15条第１号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第２号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第６号に規定するソフトウェアとする。２　建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表４「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。【大阪府財務諸表作成基準】（固定資産の分類及び計上）　第15条　　二　インフラ資産ア　有形固定資産公有財産のうち、道路、河川、下水道、港湾、漁港、農道、ため池及びこれらと一体となって機能する資産を土地、建物又は工作物に分類し計上する。　　七　建設仮勘定　　　行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。 | 本工事は、令和３年７月に供用開始していることから、当年度（令和３年度）の支出については、「維持補修費」を「インフラ建設仮勘定」への仕訳修正の後、精算を行い、「インフラ工作物」として、財務諸表に資産計上及び公有財産台帳に登載した。また、過年度（令和元・２年度）の支出については、過年度修正を行い、同様に財務諸表に資産計上及び公有財産台帳に登載した。今後は、「固定資産計上基準等」を正しく理解し、適正な事務処理を行う。 |

資産と費用の区分誤り

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和３年10月13日）